本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 由

抗告人の抗告の趣旨ならびに理由は、別紙記載のとおりである。

申請人(本件抗告人以下単に申請人という)と被申請人同和火災海上保 険株式会社(以下単に被申請人という)間の札幌地方裁判所昭和三〇年(ヨ)第二

関係式会社(以下単に被申請人という)間の代帳地方級刊が昭和三〇年(コ)第二 二五号改造工事等妨害禁止仮処分申請事件につき、同裁判所は、同年一〇月二一日 申請人に保証として金一〇万円を供託させて、次のような仮処分決定をした。 (イ) 被申請人は、申請人が札幌市ab丁目c番地家屋番号d番木造亜鉛鍍金 鋼板葺二階建モルタル診療所建坪二四坪一合二勺外二階二〇坪三合同上附属木造亜 鉛鍍金鋼板葺二階建居宅建坪六坪外二階一六坪の建物についてする内部の改造工事 および正面外側の修理工事を妨害する一切の所為をしてはならない。

申請人の委任する執行吏は、前項の趣旨を公示するため適当な方法をと きる。 (二) 右仮処分決定は、昭和三〇年一〇月二八日被申請人に ることができる。 送達された。

〈要旨〉以上の事実は、本件記録上明白である。前記仮処分命令中(イ)は被申請 人に不作為を命ずるものであつて、その</要旨>執行は、その命令が被申請人に送達された時に完了し、その後は申請人といえども単独で右執行を除去することができ ず、もしこれを除去せんとせば、執行裁判所である原裁判所にその取消を求めて、 これが取消決定を得なければならないものと解するのが相当である。しかるに申請 人においてかかる手続をとつていないことは、記録に徴し明瞭であるから右不作為 を命ずる仮処分執行は、今なお存続しているものといわなくてはならないのであ る。したがつて、前記仮処分事件を目して、民事訴訟法第一一五条第三項にいわゆ る「訴訟の完結」を見るに至つたものということができない。もつとも記録による と、申請人は、先に執行吏に委任してなした本件仮処分命令中前記(ロ)の公示方 法につき、昭和三一年一月一四日これを解放したことが明らかであるけれども、こ のことは、前記不作為を命ずる仮処分の執行の取消とはならないのである。

されば、前記仮処分事件が完結したことを前提とする本件担保取消の申立は、その余の点を判断するまでもなく失当として棄却を免れない。原決定の理由は、叙上の理由と異なるけれども、結局、本件担保取消の申立を却下(棄却の趣旨と解す) したのは相当である。

よつて民事訴訟法第四一四条第三八四条第九五条第八九条に従い主文のとおり決 定する。

(裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)